

# 50日間の事業停止

県が処分

下田に処理場  
持つ産廃業者  
100日以内の改善も

下田市大沢にある産業  
廃棄物処理場から基準を  
上回るダイオキシン類な  
どが検出された問題で県  
は10日、施設を設置・運  
営する「ワイティービジ  
ネス」(本社・御殿場市)  
に対し、50日間の事業と  
施設使用の停止、100

日以内の施設改善を命令  
する行政処分を行ったと  
発表した。命令は9日付。  
同施設は昨年9月20日に  
発生した施設の火災以降  
操業を停止し、公害防止  
協定を締結する市から11  
月7日に操業停止指示を  
受けていた。

県廃棄物リサイクル  
課によると、県が大気  
汚染防止法に基づいて  
昨年9月13、14日に行っ  
た立ち入り検査で、法  
令基準の1・5倍に相当  
するダイオキシン類、約  
9倍の一酸化炭素が検出  
された。さらに同20日に

発生した火災では、廃棄  
物処理法に規定された  
排ガス処理設備を設置  
していないことも判明し  
た。  
同社は過去にも産業廃  
棄物の不適正処理で許可  
取り消しの行政処分を受  
けている。